

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	災害の拡大防止措置の指示
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	災害対策基本法第 59 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	災害対策基本法第 59 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。</p> <p>2. 処分の性質上個別具体的な判断をすることになるため、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることは困難である。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	応急措置業務への従事命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	災害対策基本法第 65 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	災害対策基本法第 65 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、町の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。</p> <p>2. 処分の性質上個別具体的な判断をすることになるため、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることは困難である。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	従事命令、協力命令、保管命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	災害対策基本法第 71 条第 2 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	災害対策基本法第 50 条第 1 項、第 71 条 災害対策基本法施行令第 29 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法第 7 条から第 10 条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。</p> <p>2. 災害対策基本法第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号に掲げる事項とは、次のとおり。</p> <p>(1) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</p> <p>(2) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</p> <p>(3) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>(4) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</p> <p>(5) 緊急輸送の確保に関する事項</p> <p>(6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項</p> <p>3. 道府県知事は、災害対策基本法第 71 条第 2 項の規定により同条第 1 項の事務の一部を市町村長が行うこととする必要があると認めるときは、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。</p> <p>4. 処分の性質上個別具体的な判断をすることになるため、法令の定め以上に具体的な処分基準を定めることは困難である。</p>
参 考 資 料	

聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日